

令和元年

第10回定例教育委員会

我孫子市教育委員会

令和元年第10回定例教育委員会日程

日 時 令和元年10月30日（水） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名

蒲田 知子

日程第2 議 案

議案第1号 教育委員会の点検・評価報告書の提出について
(総務課、各課)

議案第2号 我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (文化・スポーツ課)

議案第3号 我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(文化・スポーツ課)

議案第4号 我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について
(文化・スポーツ課)

議案第5号 我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(文化・スポーツ課)

議案第6号 我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例の制定について
(鳥の博物館)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	教育委員会の点検・評価報告書の提出について (別冊)	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ 2
議案第 3 号	我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 5
議案第 4 号	我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ 7
議案第 5 号	我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一 部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 11
議案第 6 号	我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例の制定につ いて	・ ・ ・ ・ 13

議案第 1 号

教育委員会の点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成したので議会に提出するとともに公表する。

令和元年 10 月 30 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので議会に提出するものです。

議案第 2 号

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和元年 10 月 30 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

白樺文学館の入館料に新たに 2 館共通年間入館料を定めるとともに、3 館共
通入館料の金額を改正するため、提案するものです。

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
(入館料等)					(入館料等)				
第7条 白樺文学館に入館しようとする者（中学生以下の者を除く。）は、入館する際に別表に定めるところにより入館料、 2館共通年間入館料 又は3館共通入館料（以下「 入館料等 」という。）を納入しなければならない。					第7条 白樺文学館に入館しようとする者（中学生以下の者を除く。）は、入館する際に別表に定めるところにより入館料又は3館共通入館料を納入しなければならない。				
2 略					2 略				
3 既に納入した 入館料等 は、還付しない。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。					3 既に納入した 入館料及び3館共通入館料 は、還付しない。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
区分	単位			金額	区分	単位			金額
入館料	一般	略	略	略	入館料	一般	略	略	略
	高校生・大学生	1人1回につき	個人	200円		高校生・大学生	1人1回につき	個人	200円
			団体	160円				高校生・大学生	1人1回につき
2館共通年間	1人1年間につき			2,000円					

入館料				
3館共通入館料	一般	1人1回につき	1人	500円
	高校生・大学生	大きい		400円

備考

1及び2 略

3 2館共通年間入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から起算して1年を経過する日までの間に限り、白樺文学館のほか我孫子市杉村楚人冠記念館にそれぞれ回数に制限なく入館することができる。

4 3館共通入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から起算して1月を経過する日までの間に限り、白樺文学館のほか我孫子市杉村楚人冠記念館及び我孫子市鳥の博物館にそれぞれ1回入館することができる。

3館共通入館料	一般	1人1回につき	1人	600円
	高校生・大学生	大きい		400円

備考

1及び2 略

3 3館共通入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から1月の間に、白樺文学館のほか我孫子市杉村楚人冠記念館及び我孫子市鳥の博物館にそれぞれ1回入館することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年 10 月 30 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

白樺文学館の入館手続に 2 館共通年間入館料を加えるとともに、様式を整理するため、提案するものです。

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(入館の手続) 第4条 白樺文学館に入館しようとする者（中学生以下の者を除く。）は、条例第7条第1項に規定する入館料、 2館共通年間入館料 又は3館共通入館料を納入し、入場券の交付を受けなければならない。	(入館の手続) 第4条 白樺文学館に入館しようとする者（中学生以下の者を除く。）は、条例第7条第1項に規定する入館料又は3館共通入館料を納入し、入場券の交付を受けなければならない。

様式第1号中「第5条第2項関係」を「第5条関係」に改める。

様式第2号中「第5条第3項関係」を「第5条関係」に改める。

様式第3号中「第9条第2項関係」を「第9条関係」に改める。

様式第4号中「第9条第3項関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 4 号

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 10 月 30 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

杉村楚人冠記念館の入館料に新たに 2 館共通年間入館料を定めるとともに、3 館共通入館料の金額を改正するため、提案するものです。

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例

我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
1の表 略					1の表 略				
2 都市公園条例第6条に規定する有料公園施設の利用並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項及び第3項の許可に係るもの					2 都市公園条例第6条に規定する有料公園施設の利用並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項及び第3項の許可に係るもの				
区分		単位		金額 (円)	区分		単位		金額 (円)
使用料	略	略	略	略	使用料	略	略	略	略
入館料	我孫子市 杉村楚人 冠記念館	一般	略	略	入館料	我孫子市 杉村楚人 冠記念館	一般	略	略
		の節 及び 高校生・ 大学生の 節 略					の節 及び 高校生・ 大学生の 節 略		
		一般	団体	240			一般	団体	240
		高校生・	(20 人以	160			高校生・	(20 人以	160

				大 学 生	上の 場 合) 1 人 に つ き	
				2 館 共 通 年 間	個 人	2,000
				3 館 共 通	一 般 高 校 生 ・ 大 学 生	500
						400
占 用 料	略	略	略	略	略	略

備考

1 から 4 まで 略

5 2 館 共 通 年 間 入 館 料 を 納 入 し
た 者 は、 当 該 入 館 料 を 納 入 し た
日 か ら 起 算 し て 1 年 を 経 過 す る
日 ま で の 間 に 限 り、 我 孫 子 市 杉
村 楚 人 冠 記 念 館 の ほ か 我 孫 子 市
白 樺 文 学 館 に そ れ ぞ れ 回 数 に 制
限 な く 入 館 す る こ と が で き る。

				大 学 生	上の 場 合) 1 人 に つ き	
				3 館 共 通 一 般	個 人	600
				3 館 共 通 高 校 生 ・ 大 学 生		400
占 用 料	略	略	略	略	略	略

備考

1 から 4 まで 略

6 3館共通入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から起算して1月を経過する日までの間に限り、我孫子市杉村楚人冠記念館のほか我孫子市白樺文学館及び我孫子市鳥の博物館にそれぞれ1回入館することができる。

7 略

8 略

9 略

10 略

5 3館共通入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から1月の間に、我孫子市杉村楚人冠記念館のほか我孫子市白樺文学館及び我孫子市鳥の博物館にそれぞれ1回入館することができる。

6 略

7 略

8 略

9 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年 10 月 30 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

杉村楚人冠記念館の入館手続に新たに 2 館共通年間入館料を加えるため、提案するものです。

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則（平成23年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（入館手続） 第6条 記念館に入館しようとする者（中学生以下の者を除く。）は、我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）別表第1に定める入館料、 2館共通年間入館料又は3館共通入館料を納入し、入館券の交付を受けなければならない。</p>	<p>（入館手続） 第6条 記念館に入館しようとする者（中学生以下の者を除く。）は、我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）別表第1に定める入館料又は3館共通入館料を納入し、入館券の交付を受けなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 6 号

我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 1 0 月 3 0 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

鳥の博物館の入館料のうち、3館共通入館料の金額を改正するため、提案するものです。

我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例

我孫子市鳥の博物館条例（平成元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）				
区分	単位			金額	区分	単位			金額
入館料	略	略	略	略	入館料	略	略	略	略
3館共通入館料	一般	1人1回	1個人	500円	3館共通入館料	一般	1人1回	1個人	600円
	高校生・大学生	回につき	人	400円		高校生・大学生	回につき	人	400円
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。